

表3：「広域専門指導員」という制度を知っているか？

(単位：件)

	よく知っている	知っている	聞いたことはある	初めて名前を聞いた	その他	合計
医療機関	2 (3.0%)	11 (16.4%)	13 (19.4%)	41 (61.2%)	0	67
	21	1 (2.2%)	2 (4.3%)	9 (19.6%)	33 (71.7%)	46
官公庁	34 (14.8%)	73 (31.7%)	38 (16.5%)	84 (36.5%)	1 (0.4%)	230
	23 (15.8%)	53 (36.3%)	28 (19.2%)	42 (28.8%)	0	146
高齢者福祉施設	5 (1.6%)	24 (7.5%)	52 (16.4%)	237 (74.5%)	0	318
	2 (0.5%)	31 (7.7%)	79 (19.7%)	289 (72.1%)	0	401
児童福祉施設	2 (3.4%)	7 (12.1%)	13 (22.4%)	36 (62.1%)	0	58
	5 (6.1%)	13 (15.9%)	18 (22.0%)	46 (56.1%)	0	82
障害者福祉施設	46 (18.6%)	97 (39.3%)	41 (16.6%)	62 (25.1%)	1 (0.4%)	247
	50 (19.7%)	96 (37.8%)	67 (26.4%)	41 (16.1%)	0	254
当事者団体	3 (16.7%)	5 (27.8%)	5 (27.8%)	5 (27.8%)	0	18
	5 (45.5%)	0	4 (36.4%)	2 (18.2%)	0	11
保育教育機関	8 (1.5%)	56 (10.8%)	126 (24.3%)	329 (63.4%)	0	519
	10 (2.0%)	59 (11.8%)	121 (24.2%)	311 (62.1%)	0	501
その他	8 (12.9%)	21 (33.9%)	12 (19.4%)	21 (33.9%)	0	62
	4 (6.9%)	23 (39.7%)	15 (25.9%)	16 (27.6%)	0	58
未記入	21	0	1	2	10	13
合計	108 (7.1%)	294 (19.4%)	300 (19.7%)	815 (53.7%)	2 (0.1%)	1,519
	100 (6.6%)	278 (18.4%)	343 (22.7%)	790 (52.2%)	1 (0.1%)	1,512

21年度： $\chi^2(df=32)=457.2, p<0.0001$

表4：「広域専門指導員」へ連絡する方法を知っているか？

(単位：件)

	よく知っている	知っている	聞いたことはある	知らない	その他	合計
医療機関	3 (11.1%)	7 (25.9%)	6 (22.2%)	11 (40.7%)	0	27
	21	1 (8.3%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	6 (50.0%)	12
官公庁	36 (25.0%)	62 (43.1%)	19 (13.2%)	27 (18.8%)	0	144
	26 (24.8%)	44 (41.9%)	9 (8.6%)	26 (24.8%)	0	105
高齢者福祉施設	5 (6.0%)	15 (17.9%)	17 (20.2%)	47 (56.0%)	0	84
	3 (2.5%)	25 (21.2%)	35 (29.7%)	55 (46.6%)	0	118
児童福祉施設	2 (8.3%)	11 (45.8%)	5 (20.8%)	6 (25.0%)	0	24
	4 (10.8%)	16 (43.2%)	8 (21.6%)	9 (24.3%)	0	37
障害者福祉施設	42 (23.0%)	80 (43.7%)	25 (13.7%)	36 (19.7%)	0	183
	47 (22.0%)	76 (35.5%)	42 (19.6%)	49 (22.9%)	0	214
当事者団体	3 (23.1%)	5 (38.5%)	1 (7.7%)	4 (30.8%)	0	13
	5 (55.6%)	0	1 (11.1%)	3 (33.3%)	0	9
保育教育機関	6 (3.1%)	46 (23.8%)	40 (20.7%)	99 (51.3%)	2 (1.0%)	193
	12 (6.0%)	47 (23.6%)	35 (17.6%)	105 (52.8%)	0	199
その他	8 (18.6%)	21 (48.8%)	5 (11.6%)	9 (20.9%)	0	43
	4 (9.5%)	16 (38.1%)	6 (14.3%)	16 (38.1%)	0	42
未記入	21	0	0	1	2	3
合計	105 (14.8%)	247 (34.7%)	118 (16.6%)	239 (33.6%)	2 (0.3%)	711
	102 (13.8%)	226 (30.6%)	140 (18.9%)	271 (36.7%)	0	739

21年度： $\chi^2(df=24)=121.8, p<0.0001$

表5:「地域相談員」という制度を知っているか?

(単位:件)

	よく知っている	知っている	聞いたことはある	初めて名前を聞いた	その他	合計
医療機関	2 (3.0%)	11 (16.7%)	13 (19.7%)	40 (60.6%)	0	66
	0	3 (7.0%)	12 (27.9%)	28 (65.1%)	0	43
官公庁	30 (13.0%)	67 (29.1%)	43 (18.7%)	89 (38.7%)	1 (0.4%)	230
	21 (14.9%)	44 (31.2%)	29 (20.6%)	47 (33.3%)	0	141
高齢者福祉施設	5 (1.6%)	31 (10.1%)	60 (19.6%)	210 (68.6%)	0	306
	3 (0.8%)	32 (8.1%)	97 (24.7%)	261 (66.4%)	0	393
児童福祉施設	2 (3.4%)	9 (15.3%)	9 (15.3%)	39 (66.1%)	0	59
	2 (2.5%)	14 (17.7%)	23 (29.1%)	39 (49.4%)	1 (1.3%)	79
障害者福祉施設	40 (16.6%)	86 (35.7%)	49 (20.3%)	65 (27.0%)	1 (0.4%)	241
	43 (17.5%)	90 (36.6%)	63 (25.6%)	50 (20.3%)	0	246
当事者団体	2 (13.3%)	3 (20.0%)	5 (33.3%)	5 (33.3%)	0	15
	3 (33.3%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	0	9
保育教育機関	7 (1.4%)	54 (10.8%)	137 (27.5%)	299 (60.0%)	1 (0.2%)	498
	5 (1.0%)	63 (13.0%)	125 (25.8%)	292 (60.2%)	0	485
その他	6 (10.0%)	17 (28.3%)	16 (26.7%)	21 (35.0%)	0	60
	4 (7.1%)	18 (32.1%)	18 (32.1%)	16 (28.6%)	0	56
未記入	21	1	0	4	8	13
合計	94 (6.4%)	278 (18.8%)	332 (22.5%)	768 (52.1%)	3 (0.2%)	1,475
	82 (5.6%)	267 (18.2%)	373 (25.5%)	742 (50.6%)	1 (0.1%)	1,465

21年度: $\chi^2(df=32)=346.9, p<0.0001$

表6:「地域相談員」へ連絡する方法を知っているか?

(単位:件)

	よく知っている	知っている	聞いたことはある	知らない	その他	合計
医療機関	3 (11.5%)	6 (23.1%)	4 (15.4%)	13 (50.0%)	0	26
	0	4 (26.7%)	6 (40.0%)	5 (33.3%)	0	15
官公庁	29 (20.7%)	45 (32.1%)	23 (16.4%)	42 (30.0%)	1 (0.7%)	140
	19 (19.8%)	42 (43.8%)	10 (10.4%)	25 (26.0%)	0	96
高齢者福祉施設	2 (2.0%)	28 (28.3%)	21 (21.2%)	48 (48.5%)	0	99
	3 (2.2%)	29 (21.3%)	39 (28.7%)	64 (47.1%)	1 (0.7%)	136
児童福祉施設	0	8 (40.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	0	20
	2 (5.0%)	10 (25.0%)	10 (25.0%)	18 (45.0%)	0	40
障害者福祉施設	34 (19.8%)	68 (39.5%)	26 (15.1%)	42 (24.4%)	2 (1.2%)	172
	35 (17.9%)	74 (37.9%)	40 (20.5%)	45 (23.1%)	1 (0.5%)	195
当事者団体	2 (18.2%)	4 (36.4%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)	0	11
	5 (62.5%)	0	0	3 (37.5%)	0	8
保育教育機関	7 (3.5%)	48 (24.0%)	43 (21.5%)	102 (51.0%)	0	200
	7 (3.5%)	49 (24.4%)	35 (17.4%)	110 (54.7%)	0	201
その他	7 (17.5%)	15 (37.5%)	8 (20.0%)	10 (25.0%)	0	40
	4 (10.0%)	14 (35.0%)	6 (15.0%)	16 (40.0%)	0	40
未記入	21	1	1	3	0	5
合計	84 (11.9%)	222 (31.4%)	132 (18.6%)	267 (37.7%)	3 (0.4%)	708
	75 (10.2%)	223 (30.3%)	147 (20.0%)	289 (39.3%)	2 (0.3%)	736

21年度: $\chi^2(df=32)=132.0, p<0.0001$

表 7：条例の比較

	千葉県障害者条例	北海道障がい者条例	国連権利条約 ^a
年および動 さ	平成 19 年 7 月 1 日施行	平成 21 年 3 月 31 日一部施行 平成 22 年 4 月 1 日より全条項施行	2008 (平成 20) 年 5 月 3 日発効
障害の定義	① 障害者基本法に規定する身体障害若しくは精神障害 ② 発達障害者支援法に規定する発達障害 ③ 高次脳機能障害があることにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態	心身の状態が疾病、傷害その他の事情に伴い、その時々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、日常生活又は社会生活において継続的に相当な制限を受ける状態 ① 障害者基本法に規定する身体障害、知的障害又は精神障害がある者 ② 高次脳機能障害者 ③ 発達障害者支援法に規定する発達障害者	長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害のある人 機能障害は、種々のバリアと相互に作用することにより、機能障害のある人が他者との平等を基礎として、社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある
差別の定義	① 不利益取扱いをすること ② 障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づき措置を行わないこと ※生活分野別に差別行為をあげることにより、差別の定義とされる。	※条例には明記されず別途定めることとされている。条文では合理的配慮、差別、不利益な扱い、差別の語が並列されており、差別は上位概念となっていない。	① 障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的そのほかのいかなる分野においても、他者との平等を基礎として全ての人權および基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するもの ② 合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別
責務 【自治体】	(県) ① 障害のある人に対する理解を広げる ② 差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定、実施 ③ 市町村と連携 ④ 市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置	(道) ① 地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する義務 ② 市町村との緊密な連携 ③ 市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努める義務 ④ 市町村の取組に対して、支援のための措置を講じる義務	(締結国) 一般的義務として ① 障害に基づくいかなる種類の差別もない、障害のある全ての人の全ての人權および基本的自由の完全な実現を確保、促進 ② 自国における利用可能な手段(資源)の最大限の範囲内で、又、必要な場合には国際協力の枠内で措置

<p>【県民（障害当事者を含む）】</p>	<p>置を講じるよう努める義務</p> <p>(県民)</p> <p>① 障害のある人に対する理解を深めるよう努力</p> <p>② 県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努力 (障害者および関係者)</p> <p>障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努める</p>	<p>・ 市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置</p> <p>・ 施策に必要な人材を養成</p> <p>・ その他</p> <p>⑤ 必要な財政上の措置を講じるよう努める</p> <p>① 障害及び障害者に対する理解を深める</p> <p>② 暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努める (道および道民)</p> <p>① 権利擁護に配慮する義務</p> <p>② 合理的配慮に努める</p> <p>③ 差別や不利益な扱いの禁止 (道および関係者)</p> <p>① 情報の保護に留意する</p> <p>② 相互に連携</p> <p>③ その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障害者が必要とする情報の提供に努める (市町村)</p>	<p>③ 条約を実施するための法令および施策を策定し及び実施するに当たり、ならびに障害のある人と関連する問題についての他の意思決定過程において、障害のある人と緊密に協議し、かつ、障害のある人を積極的に関与させる</p> <p>④ 条約が締結国において認められている権利もしくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し又は逸脱してはならない</p> <p>⑤ いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用など</p>
<p>差別の範囲・内容</p> <p>【福祉サービス】</p>	<p>① 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること</p> <p>② 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>	<p>※ 条例には明記されず別途定めることとされている。</p> <p>※ 「保健・福祉及び教育との連携」として教育機関での取り組みについて道が配慮すること、医療とリハビリテーションの確保について道が努める義務、高齢者施策との連携に努めることとして言及されている。</p>	<p>特にピア・サポートを活用して、効果的かつ適切な措置</p> <p>健康、ハビリテーションおよびリハビリテーションの条項において保健サービスとして詳述</p>

<p>【医療】</p>	<p>① 本人の生命又は身体への保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p> <p>② 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること</p>	<p>(道の努力義務)</p> <p>① 必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努める義務</p>	<p>障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める</p>
<p>【商品・サービス】</p>	<p>サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>	<p>(道の努力義務)</p> <p>① 自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努める義務</p> <p>※利用者・消費者による行為ではなく企業の取り組みとして言及してあり、商行為・サービスの提供、労働者の雇用を含むと解することができる。</p>	<p>各種サービスとして他の条項の範囲に包含</p>
<p>【雇用】</p>	<p>① 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p> <p>② 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を</p>	<p>(道の責務)</p> <p>① 企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じる義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の希望と適性に応じ、障害者が雇用契約に基づき就労することが可能となること ・ 福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上 ・ その他必要な環境が整備されること <p>② 就労支援推進計画を策定する義務(計画の策定に当たっては、あらかじめ、北海道障害者就労支援推進委員会の意見を聴かなければならない)</p> <p>③ 道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的</p>	<p>他の者との平等を基礎として、労働についての権利を認める</p>

	<p>遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること</p> <p>③ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること</p>	<p>就労関係事業所及び知事による認証を取得した事業者に対し配慮するよう努める (道と使用者の責務)</p> <p>① 障害者雇用率の達成はもとより、一層の障害者雇用の促進に努める義務</p> <p>② 前項以外の者は、事業内容などを勘案して、障害者の雇用促進に努める</p> <p>③ 障害を理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努める義務 (知事の取り組み)</p> <p>① 障害者の就労支援を行う事業者に対する認証を行う</p> <p>② 事業者による認証の取得を促進するための措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低利の融資 ・ 入札上の優遇 ・ その他 <p>(道の配慮義務)</p> <p>① 障害児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること</p> <p>② 障害児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること</p> <p>③ 障害児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること</p> <p>④ 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障害者に関する理解の促進が図られるようにすること</p> <p>(道および関係機関の努力)</p> <p>⑤ ②項の教育機関の取組の推進を図るため、道及</p>
<p>【教育】</p> <p>① 本人に必要なと認められる適切な指導及び支援を受けられる機会を与えないこと</p> <p>② 本人若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること</p>	<p>あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度および生涯学習を確保する</p>	<p>あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度および生涯学習を確保する</p>

<p>【建物・公共交通機関】</p>	<p>① 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p> <p>② 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>	<p>び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること (道の努力義務)</p> <p>① 障害の別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない</p>	<p>物理的環境、輸送機関、情報通信ならびに公衆に開かれ又は提供される他の施設およびサービスにアクセスすることを確保する</p> <p>可能な限り自立して移動することを確保する</p>
<p>【不動産取引】</p>	<p>障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>	<p>※商品・サービスの項に記した通り、企業の取り組みとして言及してあり障害者の生活の場としての不動産の取引を含むと解することができると思料される。</p>	
<p>【情報の提供】</p>	<p>① 障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p> <p>② 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、そ</p>		<p>表現および意見の自由についての権利を行使することができることを確保する</p>

<p>【選挙権の行使】 【行政手続き】 【文化的生活】</p>	<p>の他不利益な取扱いをすること</p>		<p>政治的権利の享受および権利を行使する機会を保障 法律の前における平等な承認、司法へのアクセスの確保として詳述 自己およびその家族の適切な生活水準についての、ならびに生活条件の不断の改善についての権利を認め、権利を実現することを保障しおよび促進する</p>
<p>虐待の定義</p>	<p>① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ 放任 ④ 心理的虐待 ⑤ 財産の搾取</p>	<p>① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ 放任 ④ 心理的虐待 ⑤ 財産の搾取</p>	<p>文化的な生活に参加する権利を認める 搾取、暴力および虐待と併記</p>
<p>解決のための仕組み 【調整】 【構成】</p>	<p>調整委員会の設置 推進会議の設置 (調整委員会) ・ 20人以内 ・ 障害のある人 ・ 県議会議員 ・ 福祉、医療、雇用、教育、法律 その他障害のある人に対する 差別の解消について専門的な 知識を有する者</p>	<p>地域づくり委員会の設置 (地域づくり委員会) ・ 10人以内 ・ 知事の委嘱 ・ 障害者 ・ 地域住民 ・ 学識経験者 ・ 関係行政機関の職員</p>	<p>障害のある人の権利に関する委員会の設置 ・ 発効時は12人の専門家で構成し、最大18人 ・ 地理、文明、法体系、性別などの条件に加え、障害のある専門家が参加することを考慮</p>
<p>【相談員】 【調整の方法】 【罰則】</p>	<p>広域専門指導員の委嘱 相談、調査、助言、斡旋、勧告、報告、 訴訟の援助、表彰、情報提供 相談員等が情報の守秘義務に違反</p>	<p>知事による地域づくり推進員の委嘱 調査、指導、勧告、公表</p>	<p>障害者の「著しい暮らしづらさの原因となる者」に</p>

	<p>した場合、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金</p> <p>※差別的な行為を行なったことに対する罰則は規定されていない。</p>	<p>ついて、知事による改善の勧告に従わなかった場合に勧告内容の公表</p> <p>※「著しい暮らしづらさ」は必ずしも差別とは限らない。また、「原因となる者」であって、行為を行なったことに対するものではない。</p>	
<p>【その他】</p>	<p>推進会議を設置し分野別会議を置く</p> <p>(推進会議)</p> <p>座長：知事</p> <p>(分野別会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野 ・ 商品及びサービスの提供の分野 ・ 労働者の雇用の分野 ・ 教育の分野 ・ 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野 	<p>地域づくり推進本部の設置</p> <p>(地域づくり推進本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長：知事、副本部長：副知事 ・ 本部長：学識経験者、関係行政機関の職員等 <p>学識経験者を部会員とする調査部会の設置</p>	

a：「川島＝長瀬仮説」¹³⁾より、抜粋し一部を要約

※：著者の見解による

Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
＜堀口寿広＞							
堀口寿広		秋山千枝子, 堀口寿広	スクールカウンセリングマニュアル－特別支援教育時代に－第2版	日本小児医事出版社	東京	2009	
堀口寿広		小枝達也監修, 秋山千枝子, 橋本創一, 堀口寿広	「育てにくさ」に寄り添う支援マニュアル－子どもの育てにくさに困った親をどうサポートすべきか	診断と治療社	東京	2009	
＜高梨憲司＞							
高梨憲司	視覚障害がある場合のコミュニケーション支援とは	秋山千枝子, 堀口寿広	スクールカウンセリングマニュアル－特別支援教育時代に－第2版	日本小児医事出版社	東京	2009	152-153
高梨憲司	目の見えない人とのコミュニケーション	小原真理子	演習で学ぶ 災害看護	南山堂	東京	2010	35-43

雑誌

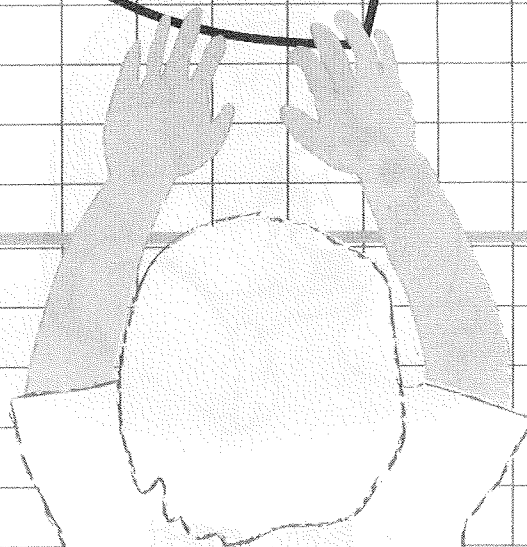
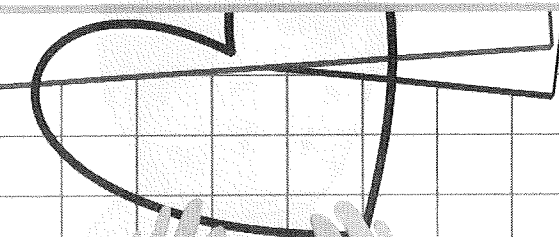
発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
<堀口寿広>					
堀口寿広 ， 昆 かお り， 石田 絢子	小児科診療所から見た児童精神 科との連携	臨床精神医 学	38(9)	1263-1269	2009
<高梨憲司>					
高梨憲司	望まれる地域社会づくりと障害 者の役割	ノーマライ ゼーション: 障害者の福 祉	29(5)	31-33	2009
高 梨 憲 司， 山田 昭義， 松 永 朗， 野 村茂樹， 中西由起 子	障害者差別禁止条例作りの取り 組みと展望	ノーマライ ゼーション: 障害者の福 祉	29(11)	10-25	2009

IV. 研究成果の刊行物・別刷

スクール カウンセリング マニュアル

特別支援教育時代に

監修 秋山千枝子 堀口寿広



日本小児医事出版社

「育てにくさ」に寄り添う 支援マニュアル

子どもの育てにくさに困った親をどうサポートするべきか

監修 小枝達也 鳥取大学地域学部地域教育学科、鳥取大学附属小学校

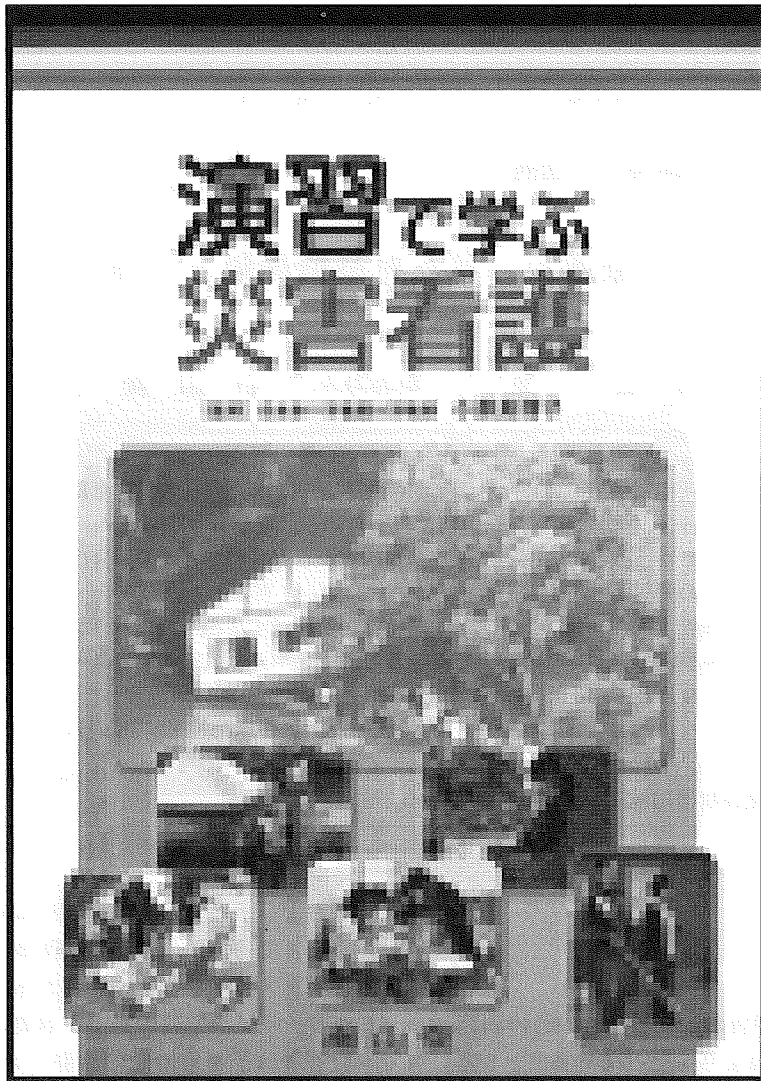
編集 秋山千枝子 あきやま子どもクリニック

橋本創一 東京学芸大学教育実践研究支援センター

堀口寿広 国立精神・神経センター精神保健研究所社会精神保健部



 診断と治療社



演習心理学
社会心理学
東京大学出版会

東京大学出版会
1970年

望まれる地域社会づくりと障害者の役割

高梨憲司

現在、わが国では国連の障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が検討されているが、それに先立ち、千葉県では2006年10月、全国初の障害者差別禁止条例ともいえるべき「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定された。この条例は「健康福祉千葉方式」という官民協働の条例案づくりの取り組みから生まれたものだが、その議論の過程で、望まれる地域社会づくりのために障害の有無や障害の種別を越えた県民一人ひとりの役割について多くの示唆を得た。以下にその一部を紹介する。

1 千葉県における条例制定の歩み

(1) 背景と経過

千葉県では新たな地域福祉像として、千葉県地域福祉支援計画において「誰もが、ありのままに、その人らしく地

域で暮らす」を掲げ、それを可能とする地域社会づくりのために、2004年、「第三次千葉県障害者計画」の中で「国に障害者差別禁止法の制定を働きかけるとともに、千葉県独自の条例制定を検討する」ことを明記した。

2004年9月、「差別とは何か」を考える場合、悲しい思いをしてきた当事者の経験を出発点にすべきとの考えから、県が「差別に当たると思われる事例」を募集、日常生活の広範な分野にわたる800余の事例が寄せられた。そこで、2005年1月、差別の解消に向けた具体的な検討を行うため、公募による29人の委員からなる「障害者差別をなくすための研究会」を設置して、事例の分析、差別や障害者の定義の検討、県内各地でのタウンミーティングの開催、関係機関や団体に対するヒヤリングを実施する等、条例案づく

りに取り組んだ。同年12月、研究会における議論の結果として知事に条例案を提出。これを受けて、翌年、知事が2月県議会に条例案を上程。県議会における^{はげ}しい議論と紆余曲折を経て、10月に可決、2007年7月に施行された。

(2) 条例の構成と特色

前文および5章36条からなり、福祉サービスや医療、教育等、8分野にわたる各分野ごとに差別を定義し、差別行為に対してあくまでも話し合いによる解決を目指している。そのため、罰則規定を設けず、合理的な配慮を行うことが過重な負担と認められる場合に適用除外としている。また、条例の理念実現のために、「個別事案解決の仕組み」誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み「障害のある人に優し

障害者差別禁止条例作りの 取り組みと展望



高梨憲司 たかなしけんじ
(社会福祉法人愛光視覚障害者支援事業部長、元障害者差別をなくすための研究会副座長)



山田昭義 やまだあきよし
(社会福祉法人AJU自立の家常務理事)



松永 朗 まつながあきら
(財団法人熊本県ろう者福祉協会常務理事、障害者差別禁止条例をつくる会)

平成 21 年度
厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

地域相談ネットワークによる障害者の権利擁護の可能性

発行：平成 22 (2010) 年 3 月
発行所：国立精神・神経センター
(東京都小平市小川東町 4-1-1)
電話：042-341-2711 (代) ファクシミリ：042-346-1944 (代)
発行者：堀口寿広

印刷：(株)東京アート印刷所